

令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和 4 年度津野町観光パンフレット制作事業委託業務

2 委託業務の目的

津野町への誘客、或いは来訪した観光客に対し、町内全域の観光スポットだけでなく、食、歴史、体験等による観光を促すパンフレットを制作・配布することで、津野町への訪問、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーター増につなげ、ウィズコロナ・ポストコロナの観光振興と地域の活性化につながることを目的とします。

3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、今回制作する令和 4 年度津野町観光パンフレット（以下「観光パンフレット」という。）の制作を津野町と連携を取りながら、企画・編集・制作・印刷を行います。なお、制作に当たっては、以下を踏まえた内容としますが、企画提案では、よりよい提案や工夫等があれば、提案をお願いします。

(1) 観光パンフレット制作にあたっての基本方針

掲載内容や津野町の目的・役割・配布場所・活用方法は、以下の方針に基づき、観光客に対し町内全域の観光スポット、食、歴史、体験商品の概要がわかりやすく、かつ、体験の実施及び周遊等を促すことを念頭に制作します。

ア 観光パンフレットの題名

観光パンフレットの題名も新しく提案し、表紙や題名を見て手に取ろうと思われるようなものにしてください。

イ 観光パンフレットに掲載する内容

観光パンフレットに掲載する内容は、現在津野町で活用しているパンフレット「津野町まるごとブック」、「津野町グルメ」に掲載されている情報及び、「津野町体験商品」の概要です。津野町体験商品の一覧は（別紙）のとおりです。ただし、店舗や体験商品の増減等があるため、実際の掲載内容は候補者の決定後協議します。

なお、「津野町まるごとブック」と「津野町グルメ」の内容は以下の URL からご確認ください。ただし作成後に修正された部分もありますので、最新の内容ではないことをご了承ください。現物を希望される場合は連絡いただければ郵送します。

- ・ 「津野町まるごとブック」 https://town.kochi-tsuno.lg.jp/tsunobura/digitalcatalog/tsuno_marugoto_book/#target/page_no=1
- ・ 「津野町グルメ」 https://town.kochi-tsuno.lg.jp/section/post_5148

ウ 「津野町体験商品」の紹介について

基本的には、利用者が事業者へ直接申し込むようになっていますが、電話、WEBサイト、メール等、申し込み方法が事業者によって様々なため、事業者ごとに分かりやすい表示としてください。

独自のWEBサイトやSNS、YouTube動画等がある場合はそこへ、独自のサイト等がない場合は、津野町観光情報サイト「津野ぶら」ホームページにも体験商品が掲載されていますので、必要に応じて誘導する仕組みとします。

エ 掲載情報・画像やイラスト

津野町の観光スポット、体験商品等の魅力を新たな画像で表現するために、観光パンフレットに使用する写真は現地撮影を基本とします。また撮影内容や場所によっては、モデルを使い撮影をすることとします。時期的な関係等により新たに撮影ができない場合や、津野町及び事業者から提供を受けたものの使用が望ましい場合は、協議のうえ委託者から提供することとします。

なお、受託者側で所有している画像があり、著作権上問題がなく、事業者及び委託者の使用許可を得た場合は、使用可能とします。

使用するイラスト、ピクトグラム、アイコン等は、津野町が著作権を持つもの以外は、オリジナルのものを作成することとします。

オ その他

現在活用しているパンフレット「津野町まるごとブック」、「津野町グルメ」に掲載されている情報及び、(別紙)「津野町体験商品」の内容を1冊にまとめることで、町内観光には欠かせないパンフレットとなるように作成してください。またこれまで以上に積極的に町外・県外にも配布しますので、津野町を訪れたいくなるような情報の掲載と表現につとめ、来訪の動機づくりとなるような情報を盛り込んでください。

(2) 令和4年度津野町観光パンフレットの規格

- ・ 版型(サイズ) A5版 中綴じ
- ・ ページ数 40ページ程度(表紙・裏表紙を含む)
- ・ 印刷色数 4色刷り(フルカラー)
- ・ 紙質 (提案してください)

(3) 構成・編集にあたっての留意点

- ・体験商品については、お客様が利用しやすく理解できる情報（商品の基本情報、利用方法、集合場所、当日用意すべきもの、注意事項、主要施設からのアクセス、時間、龍馬パスポート対象施設など）をイメージさせる形で表示。
- ・マップイラストや見どころなどの周辺・関連情報があるとわかりやすいので、必要に応じて入れる。
- ・体験内容によっては、楽しさや内容がイメージできるように人物が写った画像を使用する。
- ・その他アクセス情報等

4 業務期間

契約締結日から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで

5 成果品

(1) 納品物

- ・令和 4 年度津野町観光パンフレット 2 万部
- ・印刷原稿データ Adobe Illustrator と PDF の形式で DVD-ROM 1 枚及び USB フラッシュメモリー 1 個

(2) 納期及び納入場所

- ・納 期 令和 5 年 1 月 31 日（火）
- ・納入場所 津野町役場 観光推進課（高知県高岡郡津野町永野 471-1）

6 著作権等

成果物に関しては、次に掲げる行為をすることを許諾するものとします。

- ・成果物の内容を公表すること。
- ・成果物を利用して委託者の業務を実施すること。
- ・本業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

また、委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとします。

なお、成果物の著作権が委託者・受託者の共有としたい場合であっても、上記に掲げる成果物の利用を許諾するものとし、委託者以外の第三者に許諾しないものとします。

このほか、受託者との契約においては、以下の趣旨を契約に盛り込むこととします。

- ・受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- ・受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- ・委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

7 委託金額の上限

3,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

8 その他

- ・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整することとします。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。
- ・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第 8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第 10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。